

平成26年第11回教育委員会

臨時会会議録

平成26年8月22日

東久留米市教育委員会

平成26年第11回教育委員会臨時会

平成26年8月22日午前10時12分開会

市役所7階 702会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
- (3) 「平成26年度(平成25年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について
- (4) 「東久留米市教育振興基本計画」の策定について
- (5) 諸報告
- ① 高校生に対する市の奨学資金(給付・貸付)制度に係る今後の方針について(報告)
 - ② 東久留米市いじめ対策推進条例(案)及びいじめ防止基本方針(案)について
 - ③ その他
-

出席委員(5人)

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時12分)

- 尾関委員長 これより平成26年第11回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。
-

◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名は5番の名取委員にお願いします。
- 名取委員 はい。
-

◎議案の追加と会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。
- 林総務課長 「議案第62号 社会教育委員の委嘱」を追加議案としてお願いします。また、進め方ですが、議案第62号の人事案件を先にご審議いただき、議案第63号と第64号は関連するため審議は一括で行い、採決は個々に行っていただきたいと思ひます。
- 尾関委員長 ただ今、議案第62号の追加と、人事案件である議案第62号の審議を先に行い、議案第63号と第64号は関連するため審議は一括で行いたいとの説明がありましたが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付している新しい日程により進めさせていただきます。
なお、人事案件については非公開とさせていただきます。

◎会議録の確認

- 尾関委員長 6月20日に開催した第9回臨時会、7月9日に開催した第7回定例会、7月24日に開催した第10回臨時会の会議録を確認していただきました。特に修正の連絡はありませんでしたが、これでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、いずれの会議録も承認されました。

◎傍聴の確認

- 尾関委員長 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
- 鳥越庶務係長 いらっしゃいます。
- 尾関委員長 それでは人事案件終了後にお入りいただきます。

(公開しない会議を開く)

(公開しない会議を閉じる)

◎議案第63号、第64号の上程、説明、質疑、討論、採決について

- 尾関委員長 日程第3、「議案第63号 平成26年度(平成25年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」、

日程第4、「議案第64号『東久留米市教育振興基本計画』の策定について」を議題とします。審議は一括で行い、採決は個々に行います。教育長から提案理由の説明を求めます。

○直原教育長 「議案第63号 平成26年度（平成25年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」、上記議案を提出する。平成26年8月22日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられたためです。

続きまして、「議案第64号『東久留米市教育振興基本計画の策定』について」、上記議案を提出する。平成26年8月22日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、教育基本法（平成18年法律第102号）第17条第2項の規定に基づき、東久留米市における教育振興に関する基本計画を定めることを目的として、東久留米市教育振興基本計画を策定する必要があるためです。内容については教育部長から説明します。

○東教育部長 議案第63号から、提案理由の補足説明を行います。東久留米市教育委員会では、毎年、教育委員会が所管する事業についての点検及び評価を行い、実態や取り組み状況を明らかにすることにより課題を把握し、教育行政の一層の推進を図っています。この報告書は市議会に提出するとともに、市民に公表することにより説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進するものです。これまで内容について教育委員の皆様へ報告し、ご意見もいただきました。ここで有識者からの評価もいただきましたので、53ページ以降にその内が加わっています。

57ページの実施要綱をご覧ください。第4条の3に「学識経験者の知見の活用を図るため、『点検・評価に関する有識者』を置く」。アとして、「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。イとして、「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とするということで、今年度もお二人に委嘱しました。52ページに記載があるとおり、有識者には説明会及び視察を6月26日に開催しています。有識者からのご意見については既にお知らせしていますが、その一部をご紹介します。

53ページの宮下先生の評価ですが、「I 点検・評価の基本となる観点からの意見」(3)の中段以降に、「取組状況を評価するにあたってはその到達目標を明確にしておかなければならない。また、何をもとにして判断したのかという評価の根拠が明らかになると、だれもが納得する。その判断基準には、質的な判断根拠と量的な判断根拠が存在するが、評価規準と評価基準を具体的に表示できるようにすることが検討課題と考えられる」といったご意見をいただきました。鳩貝先生からは、2段落目「なお、数値目標の設定が可能な内容項目については、年度当初に数値目標を設定し、結果がどうなったのかを示せるように工夫することを検討していただきたい。この報告書を基にPDCAサイクル（Plan:計画→Do:実行→Check:評価→Act:改善）により業務を継続的に改善、充実させることを期待したい」とのご意見をいただきました。

続いて、議案第64号「『東久留米市教育振興基本計画』の策定」について補足説明を行います。国の教育基本法の改正に伴い、各地方公共団体においては、同計画を定めることへの努力義務が課せられています。市教育委員会では管理職で組織する策定委員会を設置し、検討を重ねてきました。去年は学識経験者、市内団体からの推薦、学校長、公募市民で構成

する懇談会を設置し、ご意見等をいただきました。併せて、パブリックコメントを実施するとともに委員からのご意見もいただき、このような形にまとまりました。この教育振興基本計画は、平成27年4月から予定されている、教育委員会制度改革に伴う総合教育会議で策定する大綱とも密接に関係してくる内容になると考えています。別添に、資料として本日は教育振興基本計画と、この内容を簡潔にまとめた「『教育振興基本計画』について」というA3版資料を用意しています。この計画は平成26年度策定という形で議案として提出しています。先ほど点検評価の中で「目標設定が必要である」というご意見をいただいています。このことについては、今後、各課においては10月中に平成26年度の単年度計画も立て、到達目標を示すことで対応していきたいと考えています。また、27年度分についても、年内に単年度計画を立て、到達目標を示せるようにしていきます。27年度予算に合わせて計画も策定していければと思っています。単年度計画につきましては、これから作業に入りますが、到達目標の設定についても対応していきたいと思っています。

それに関連して、点検評価報告書の来年度以降の取り扱いについてご説明します。点検・評価の対象項目はこれまで「基本方針及び施策の方向」としていましたが、今後は教育振興基本計画の単年度計画に示したことを対象としていきたいと思っています。ついては、これまで「単年度計画」の扱いとし、毎年見直ししていた「施策の方向」は作りません。教育委員の皆様と協議を重ね、より良い方法を見出したいと思っています。A3の資料について総務課長から説明します。

○林総務課長 A3横の資料の概要版「東久留米市教育振興基本計画」をご覧ください。この、教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づいて策定するものです。「市の教育をめぐる現状」ですが、東久留米市の小・中学校は全校20校で、昭和54年度の小学校のピーク時、昭和60年度の中学校のピーク時から減少してきている状況です。平成29年度までの間は微減しますが、ほぼ横ばいで推移すると予想されています。学級数は昭和54年度・小学校354学級、中学校は昭和60年度・144学級をピークに減少してきている状況です。この基本計画の柱は「人権尊重と健やかな心と体の育成」「確かな学力の育成」「信頼される教育の確立」「生涯学習社会の構築」の四つです。右の体系図をご覧ください。四つの柱ごとに基本施策を四つずつ、その下に「具体的施策」を示しています。

先ず、四つの柱の「Ⅰ 人権尊重と健やかな心と体の育成」、アの「人権教育と心の教育の充実」の具体的施策として、不登校への対応を挙げています。「現状と課題」「方向性」について、それぞれ主な取り組みの中で記載しています。また、Ⅰのウの「体育・健康教育の推進」の基本施策の中につながるものですが、「オリンピック教育」のところでは、2020年に東京でオリンピックが開催されることを踏まえ、オリンピック教育の方向性についても記述しています。「Ⅱ 確かな学力の育成」、アの「個性と創造力を伸ばす教育の充実」の分野では、具体的施策として、確かな学力の育成を挙げています。全国学力・学習状況調査結果等を踏まえての方向性を示しています。本市では子ども土曜塾を実施し、学習意欲の向上を図るという方向性も示しています。「Ⅲ 信頼される教育の確立」では、基本施策のエ「安全で安心して学べる教育環境の整備・充実」の具体的施策として、「いじめ防止対策について」と「安全・安心な学校給食について」を挙げています。いじめ防止対策については、今後予定されている東久留米市いじめ防止対策推進条例の制定等の方向性を示しているとともに、スクールカウンセラーによる小学校第5学年、中学校第1学年の全員を対象

とした個別面接を実施していることを記載しています。また、安全・安心な学校給食については食育の推進を基本としながらも、アレルギー児への確実な対応と校内チェックの強化など、安全・安心な調理体制の確立を目指す方向性を示しています。4点目の「生涯学習社会の構築」では、イの「図書館事業の充実」で、具体的施策としては子ども読書活動の推進を挙げ、子どもの読書活動・資料提供などの学校教育支援、学校図書館の整備充実を推進するという方向性を示しています。東久留米市教育振興基本計画についてはこの8月に策定し、各施策の実施について、今後実行していきたいと考えています。

○尾関委員長 これより質疑に入ります。二つの案件のうちどちらでも結構ですが何か伺うことはありますか。内容の検討についてはこれまで何回も取り上げてきており、そのたびに意見も言ってきました。ここでやっと計画もできました。質疑というより意見になりますが、今後はこの内容をブレイクダウンして、具体的な教育施策に反映していきたいと思います。

○名取委員 点検評価報告書の作成は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により行われ、教育振興基本計画は教育基本法第17条によるということで、それぞれ根拠が違っています。今後、点検評価報告書はどのように行っていくのでしょうか。

○東教育部長 点検評価報告書の作成は平成20年度から実施しています。この間、より見やすく分かりやすい内容を目指し、試行錯誤しながらきました。これまでは、教育目標に掲げる基本方針を構成している施策の方向に対する取り組み状況に対する「評価」「今後の方向」という形で、報告書をまとめてきています。この評価の方法ですが、以前は文章だけによる表現だったものを、例えば、評価は「前進」「進行中」「停滞」、今後の方向は「拡充」「継続」「改善」「縮小」というように改めたり、図表や写真を取り入れ、より見やすく、分かりやすい報告書にしてきました。

次に、点検評価報告書と教育振興基本計画の関係についてですが、平成27年度からの点検評価報告書の作成に当たっては、まだ事務局案の段階ではありますが、大きく変わっていくものと考えています。ここで教育振興基本計画が策定されましたので、今後はこの「四つの柱」「基本施策」「具体的施策」に対する到達目標、達成度などを評価対象としていく必要があると考えています。

なお、関連がありますので、教育目標、基本方針、施策の方向にも触れさせていただきます。これまでは教育目標を見直す際に、基本方針とほぼ単年度計画としていた施策の方向も見直していましたが、平成27年度からはつくらないこととなります。理由ですが、教育振興基本計画は5年間を計画期間としたものであるため、新たに単年度計画・目標を策定する必要があるため、それに対する評価を行っていくべきではないかというものです。この対応については委員のご意見をいただきながら、協議していきたいと考えています。

○名取委員 教育振興基本計画は法律によると努力義務ではありますがここでつくられましたので、点検評価報告書に反映されるのであれば、きちんと系統づけられたものになると思います。

○直原教育長 もともとこの教育振興基本計画は、名取委員からもお話がありましたように、平成18年に教育基本法が改正され、国はその時点で策定しています。自治体については努力義務となりました。平成18年に教育基本法が改正されたことを受け、翌年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律など関連する法律も改正され、その中で点検・評価については各自治体に義務づけられました。本来的に教育振興基本計画をつくり、それをベースに毎

年点検・評価を行うというつもりなのですが、教育振興基本計画は努力義務で、点検・評価は義務付けでしたので、本市においてはとにかく義務付けられたこちらからやっという事で、教育振興基本計画の策定が遅れていたということです。今回策定できましたので、やっと法律が想定している計画と点検・評価がセットになり、そういう関係になっていると思います。

○名取委員 よく分かりました。

○尾関委員長 再度確認しますが、教育振興基本計画に基づいて必ずしも毎年の具体的な数値目標が設定できるかどうかは別として、毎年度の活動内容を示し、それをもとに活動して毎年評価し、それを報告する、という流れになりますね。

○東教育部長 そのような形で考えています。

○松本第二職務代理者 教育振興計画の14ページの図について伺います。差しかえの資料では四つの人間像がなくなっていますが、何か理由はありますか。

○東教育部長 教育目標の四つの人間像は3ページに記載しています。教育振興基本計画の策定に当たっては、四つの教育目標と五つの基本方針に基づき検討してきました。しかし、教育振興基本計画では新たに四つの柱を定め、今後は、この四つの柱を中心に進めていくことになるため、単年度ごとに決めていた基本方針についてはここでは記述しないことになりました。

○松本第二職務代理者 私は記載したほうが良いと思います。

○矢部第一職務代理者 ただ今の説明は「これからは基本方針という名称ではなく、教育振興基本計画に基づいて単年度計画というものに改めていくので、今までの五つの基本方針は外していく」というものですが、今、松本委員が問われているのは「この体系図の上に教育目標の四つの人間像が載っていたのまで外すのか」というご指摘だと思います。

○松本第二職務代理者 そうです。

○東教育部長 四つの人間像自体はこれまでどおりです。

○矢部第一職務代理者 そういうことではなく、「載ってはいるが、体系図の中からあえて外した意図は何か」というご指摘だと思います。

○松本第二職務代理者 そうです。四つの人間像は教育目標で一番大事なところですので、概要版でももちろん掲載したほうが良いと思います。また、裏面のカコミについてですが、もう少し分かりやすく配置できないですか。

○林総務課長 データ量とバランスの関係でこうならざるを得ない状況です。

○松本第二職務代理者 見やすく、分かりやすくするために概要版というものは作成するわけですから、私は気になります。

○矢部第一職務代理者 関連して伺います。これから先の点検評価の対象ですが、この教育振興基本計画に基づく単年度計画の内容を対象にするということになると、管理及び執行の点検評価の実施要綱の第3条の対象をどういう文言にしていくか、計画の名称や内容については議論の場を持って決めていければいいなと思っています。

○東教育部長 実施要綱についても、当然、直していかなくてはならないと認識しています。

○尾関委員長 来年度の点検評価報告書の内容は形式が大きく変わってくるようですが、評価していただいた有識者に、これまでご指摘いただいたことを市教育委員会として受け止め、ご意見をいかしてより良くなるように進めていきたいと思っています。

○名取委員 松本委員のフォローですが、やはりA3の概要版ぐらいには教育目標の表題だけでも載せたほうが良いと思います。大事なことですからね。

○東教育部長 教育目標である四つの人間像は概要版のどこかに入れます。

○尾関委員長 質疑に続いて意見も出たと思いますので、討論を終了します。これより採決に入ります。採決は個々に行います。

「議案第63号 平成26年（平成25年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手であります。よって、議案第63号は承認することに決しました。

続いて、「議案第64号 『東久留米市教育振興基本計画』の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手であります。よって、議案第64号は承認することに決しました。

◎諸報告

○尾関委員長 日程第5、諸報告に入ります。「①高校生に対する市の奨学資金（給付・貸付）制度に係る今後の方針について」から、順次説明をお願いします。

○林総務課長 資料の「高校生に対する市の奨学資金（給付・貸付）制度に係る今後の方針について」をご覧ください。以前から申し上げていますが、国の動き等の変更が平成26年度の高校新1年生から実施をされています。2の「他の団体の支援制度」、一枚おめくりください。「他市（多摩地区）の状況」についても報告してきました。

2ページ下段の「本市の今後のあり方」についてですが、給付については予算の範囲内ということで年間240万円の予算を組み、高校1年生から3年生に対して、公立高校は月5,000円、私立高校は月1万円を給付してきました。実績ですが、25年度は31人の申請に対し認定者27人、内訳は都立高校14人、私立高校13人でした。

また、貸付については財源が基金で、26年6月30日現在で1,923万2,000円となっています。高校1年生の入学支度金として20万円を貸し付けるという内容になっています。昭和50年度以降51件の申請がありますが、昭和62年度以降は申請件数が毎年度ゼロ、あるいはあっても1～2件と大きく減少してきており、特にここ27年間の申請件数は8件という現状です。

続いて、「今後の方針」をご覧ください。現高校1年生から国の新制度が適用されており、就学支援金の加算拡充を受けられるとともに、奨学給付金の対象となり得ます。また、本市の場合、奨学給付金を受給した生徒については給付金の受給はできない規定になっています。なお、本市では通常この時期に審査会を開催し、奨学生の決定をしている時期ですが、現在、高校生は高校を通じて新制度に伴う手続きを行っているところで、まだ、東京都では「奨学給付金」の決定がされていない状況であることを踏まえ、広報でお知らせをしているとおり、受け付けを控えている状況です。

ついで、国の制度の拡充という点を踏まえ、現高校2年生及び3年生については新制度の適用を受けないことから、現高校2年生が卒業する平成27年度末をもって給付制度につ

いては廃止したいと考えています。また、貸付制度については申請件数が少ないこと、他の団体の貸付制度が充実していることを踏まえ、今年度をもって廃止したいと考えています。今後は、小・中学校の保護者等に制度改正の理由及び内容について説明していきたいと考えております。

なお、関係条例の一部改正及び廃止については、本年中を目途に議会に付議したいと考えており、教育委員会には現時点では10月中の定例会にお諮りしたいと考えています。

○尾関委員長 質疑に入ります。何か伺うことはありますか。

○松本第二職務代理者 学校側からはぜひ制度を存続させてほしいという声は上がっていますが、実際には国の制度の適用を受けると、本市の制度の対象にはならないということですね。条例の規定がありますからそれは理解しています。私の知り合いになります。ある程度の所得がありました。昨年度までは授業料無償化の条件として所得制限がなかったため、その分、上の子どもには教育費に多くをかけていたそうです。しかし、次の子どもについては所得制限が適用されますので、家計費に締める教育費の割合はかなりのものになるということでした。子どもの進学について大変心配をされています。市としても厳しい財政状況にあることは十分承知はしていますが、そういう家庭の子どもたちを救えるような何か手立てはないでしょうか。しかし、見直しという方向性については仕方がないと思っています。

なお、基金についてですが、廃止条例は少し先に延ばすことはできませんか。もう少し考えさせてもらえたらなと思っています。

○直原教育長 ただ今、松本委員からもお話しがあったように、中学生あるいは小学生の保護者に対しての説明がとても大事だと思っています。今回、国で行われた相当大きな制度改正では、所得制限はありますが公立の授業料は実質無償に、私学についても所得によって相当大幅な授業料の補助が出るようになりました。また、「奨学給付金」という返済不要の給付制度が創設され、これはまさに、以前の制度の所得制限なしというのではなく、その財源を使って本当に困っている家庭に対して給付金を支給するというものです。このように高校生に対する奨学制度が整ったのですが、まだあまり知られていないようなのです。窓口に来られる保護者の問い合わせに担当者がご説明すると、「新聞で見たとは思いますが、よく分かりませんでした。そういうふうになっているんですか…」という話なんです。ですから、その辺りから、中学校あるいは小学校の保護者に、「こういうふうになってきています」ということを丁寧に説明していきたいと思っています。

それから、もう1点お話がありました基金の件ですが、こちらは市の財務部と協議を進めています。財務部の考え方としては「目的を終えた基金は、基本的には一般会計に戻す方向ではないのか」ということです。

○松本第二職務代理者 例えば、今回のように西中学校ハンドボール部男子が全国大会に出場するとき、顧問の先生には旅費が出ると思いますが、教育長や市の担当者、校長先生や副校長先生が応援に行くときは実費で行っていただいていると思います。補助してあげられないかなと思うのです。そういうときに使えるよう基金をとっておくことはできませんか。

○直原教育長 理想としてはそうあってほしいと思いますが、なかなか困難ではないかと思えます。

○矢部第一職務代理者 今の教育長のお話に関連してですが、この新しい給付金等々については高校に入ってから説明があり、高校を経由して保護者に書類が配られています。それを見

て、こういう制度があることが初めて分かり、該当する場合には手続きをすることになります。そういう制度があることは入学前に見聞きしていても、実際に案内が来るのは高校に入ってから具体的に分かることなのです。

市のこういった制度がなくなるということの不安だけが先行しないように、小・中学校に周知していくのは良いことだと思います。ついては周知の際に、「高校に入るとこういった説明があって、こういう手続きがありますよ」という予告的な内容も併せて説明していく必要があるのかなと思います。入学して初めて書類を見ただけではよく分からないと思います。うちはどれに該当するのかということから始まるのですが、小・中学生の保護者はそれを目にする機会はありません。「実際の手続きは入学してからになるが、入学すると国や都の資料が配られ、該当すれば申請する」という流れを分かりやすく説明しないと、「市の制度がなくなってどうしましょう」ということになってしまうと思います。

○尾関委員長 このことは進路を決める際の考え方になると思いますので、特に、中学生については重点的に保護者に周知していくべきだと思います。「市の制度がなくなったからこういう方向にしか進学できない」などと思込まないようにしてもらいたいと思います。

この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○加納指導室長 「②東久留米市いじめ防止対策推進条例（案）及び東久留米市いじめ防止対策推進基本方針（案）」について報告します。条例等の策定の理由ですが、平成25年9月28日に施行された国のいじめ防止対策推進法、及び平成26年6月第2回都議会定例会で可決された東京都いじめ防止対策推進条例を踏まえ、本市におけるいじめ問題を総合的かつ効果的に解決するために必要な事項を定めることとしています。本案の作成については、いじめ防止対策推進法及び東京都いじめ防止対策推進条例等を踏まえ、校長、副校長、主幹教諭の代表とともに原案を作成し、有識者、PTA連合会代表や主任児童委員など子どもにかかわる地域の方、校長会、子育て支援課などからのご意見もいただき、修正してきました。今後の予定ですが、9月1日から9月22日まで、パブリックコメントを実施します。その後、教育委員会で協議いただき、12月の第4回定例会に議案として上程したいと考えています。条例及び基本方針の内容については、統括指導主事から説明します。

○井尻統括指導主事 A3資料の「東久留米市いじめ防止対策推進施策について」をご覧ください。条例（案）の策定に至る経緯については、左側の「国（文部科学省）」と書いてあるボックスをご覧ください。平成23年10月に、滋賀県大津市で、中学生がいじめを苦しんで自殺するという事件が発生しました。これを受け、国においては、学校や教育委員会関係者が担う責務を確認すべき、あるいはいじめに対峙していくための理念や体制を整備する法律の制定が必要であるといった提言がなされ、昨年9月28日に、いじめ防止対策推進法が施行されました。この法律には、それぞれの地方のいじめ防止基本方針を策定する努力義務が示されています。また、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、条例を定め、いじめ問題対策連絡協議会を設置できるとあります。附属機関については、東久留米市教育委員会の附属機関あるいは市長の附属機関を設置できるということが定められています。

続いて、一番右の上のボックスをご覧ください。こういった国の動向を踏まえ、東京都では「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、8月1日から施行しています。この条例により、東京都では、いじめ防止対策推進基本方針を策定するとともに、いじめ問題対策連絡

協議会、いじめ問題対策委員会を設置しています。東京の場合は私立学校の所管が知事ということで、公立、私立共通でこの基本方針が定められています。一番下にある「東京都いじめ総合対策」については、都立学校向けの具体的な総合対策が示されています。

これを踏まえ、資料の中央になりますが、本市では、条例及び基本方針をこのように策定したいと考えています。法律は35条ありますが、本市では12条から構成します。この条例の規定の考え方には大きく二つあります。一つは、基本方針の策定あるいは組織を設置することについては条文化していくこと。もう一つは、法律で義務づけられている条項、例えば相談体制を整備しなければならない、あるいは定期的に調査をしなければならない、または教員の研修をしなければならないといった義務規定については、条例に規定せずに、直接法律を適用するという考え方です。しかし、必要と考えられる事項、左の中段になりますが、第1条から7条になる目的あるいは定義等々については条例に明文化したいということで、このような12条の構成となっています。

続いて、基本方針について説明します。こちらは1から7の項立てになっています。目的については、「いじめ防止等の対策の総合的かつ効果的な推進」としています。こちらについては東京都の基本方針をベースに作成しました。しかし、先ほど申し上げたとおり、東京都については基本方針といじめ対策を私立の関係で分けていますが、本市ではこの中に一本化して組み込んでいます。特徴的なところを幾つか申し上げます。別冊の資料2をご覧ください。左右に東京都と東久留米市が比較できるようになっています。2ページ目をご覧ください。基本的な考え方のところ。現状を踏まえ、いじめの認識について、先ずしっかりと踏み込んで書きました。キーワードで申し上げますと、大きな問題となっている「スマートフォン」という言葉も引用しながら、現代のいじめの特徴をここで記述しています。1の「いじめを生まない、許さない学校づくり」の部分では、例えば、「いじめの事実を誰かに伝えることは正しい行為である」、あるいは「見て見ぬふりをする行為もいじめに加担をする」、「集団の一員」としての責任という言葉盛り込んでいます。2のところでは、いじめられた児童を守ることに、さまざまな「居場所」や「集団」づくりという言葉の設け、子どもを守る際のキーワードとなるような言葉を盛り込んでいます。3の「教員の指導上の向上と組織的対応」のところポイントとなるような文言としては、例えば、いじめを受けた子どもの心情ということで、「誰にも言えない、助けてもらえないといった心情を十分に理解する」、あるいは「先ずありのままに受け入れることが大事である」というポイントをしっかりと盛り込んだ記述にしています。さらに1ページおめくりください。「保護者」のところでは、何よりも「情報の共有」が重要となりますので、この言葉を盛り込んでいます。続いて、「学校における取組」については、具体的にどんなことをするのかを盛り込みました。「未然防止」については、各学校でいじめに関する授業を年3回、あるいは校内研修を年3回と数値まで盛り込んでいます。4ページをご覧ください。「早期発見」については、スクールカウンセラーによる5年生及び中学1年生の個別面談を実施すること、日常的に教育委員会への報告はありますが、教育委員会への報告もここに入れ、確実に報告が上がるようにということで盛り込んでいます。さらに2ページおめくりください。「市における取組」の中では「重大事態への対処」ということで、もちろん学校で取り組むべきところはありますが、市がしっかりと学校に対して必要な指示、命令及び指導助言を行うということで、市の取り組みとしても明記したところが東京都と異なるところです。

最初のA3の資料にお戻りください。最後に組織について説明します。下から2段目、第9条～第11条で組織について記述しています。第9条の「東久留米市いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめ防止等のための対策の推進及びいじめ防止等に関係する機関、団体の連携を図るために、例えば学校、市教育委員会、児童相談所、地方の法務局、警察庁などで構成される委員会を想定したものです。中央にある第10条「いじめ問題対策委員会」のところでは、これは市の附属機関として、例えば、学識を有する者、法律・心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者で構成される委員会を想定しています。この教育委員会の附属委員会が果たすべき役割は二つあります。一つは、常設の附属機関として市の小・中学校におけるいじめの対策について学識経験者から意見を聞いていただく部分、もう一つは、重大事態が発生した場合にそれを調査するという役割を担っているという二つです。さらに一番右側ですが、市内の小・中学校で重大事態が発生した場合には市長に報告することになっていますが、市長がその事実を確認し、再調査が必要だと判断した場合には、附属機関を設置して調査を行うという組織です。構成員は公平公正な調査を行うための第三者の学識経験者等を想定しているのが最後の組織です。以上です。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いて報告はありますか。

○東教育部長 生涯学習課長から報告があります。

○市澤生涯学習課長 「③東久留米市指定文化財の指定について」の答申が出ましたので報告します。「平成26年5月12日付26東九教教生発第12号の諮問がありました下記文化財について、東久留米市文化財保護条例第39条の規定により東久留米市指定文化財に指定するよう答申します」ということで、旧跡としての2件です。武蔵野鉄道引き込み線跡、東久留米市学園町一丁目1番から学園町二丁目1番他。もう一つが、旧跡として、北多摩陸軍通信所跡、東久留米市前沢五丁目他です。取扱い注意になりますが資料を2枚添付していますので後ほどお読みください。

なお、北多摩陸軍通信所後については、小金井街道に通信住宅というバス停があったのですが、この7月で名前が変わりました。通信所跡というものがなくなってしまったのですが、地形と言いますか、住宅地の形が通信所跡のままになっているということで、総体的に見て旧跡ということで指定するものです。答申の議案としては次回以降の教育委員会で提案しますのでよろしくお願ひします。本日は報告のみとさせていただきます。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。続いて何かありますか。

○市澤生涯学習課長 東久留米ハンドボールクラブ女子と東久留米市立西中学校ハンドボール部男子が全国大会に出場し、それぞれ上位の成績を修めましたので、8月25日の午後3時から、市役所1階の屋内ひろばで報告会を行います。教育委員の皆さまにはぜひご参加いただければと思いますのでよろしくお願ひします。

◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で平成26年第11回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前11時20分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年8月22日

委員長 尾関 謙一郎（自 書）

署名委員 名 取 はにわ（自 書）